

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
公印の登録の抹消(四二一・総務課)	1
公印の登録(四二二・総務課)	1
保安林の指定解除の予定(四二三・森林整備課)	1
秋田県の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更(四二四・森林整備課)	2
大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(四二五・商工業振興課)	2
特定計量器定期検査の実施(四二六・計量検定所)	2
道路の供用開始(四二七・道路環境課)	3
道路区域の変更及び供用開始(四二八・道路環境課)	3
公告	
特定非営利活動法人定款変更の認証の申請(県民文化政策課)	4
土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部)	4
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部)	4
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	5

告 示

秋田県告示第四百十一号
 秋田県公印取扱規程(昭和五十六年秋田県訓令第四号)第四条第六項の規定により、次のとおり公印の登録を抹消したので、同令第五条の規定に基づき、告示する。

森 林 の 所 在 場 所
 全 面 積
 保 安 林 面 積
 保 安 林 解 除

平成十五年五月三十日

一 公印の印影

知事印(小判用紙の文書用)



秋田県知事 寺田典城

二 公印保管責任者 秋田地域振興局総務企画部長
 三 公印の廃止の期日 平成十五年五月三十日

秋田県告示第四百十二号

秋田県公印取扱規程(昭和五十六年秋田県訓令第四号)第四条第六項の規定により、次のとおり公印の登録をしたので、同令第五条の規定に基づき、告示する。
 平成十五年五月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 公印の印影
 知事印(小判用紙の文書用)



二 公印保管責任者 秋田地域振興局総務企画部長
 三 公印の使用開始の期日 平成十五年五月三十日

秋田県告示第四百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年五月三十日

秋田県知事 寺田典城

山本郡	峰浜村	目名湯	大沼	一〇の二二	三、五〇〇	〇・三五〇〇	〇・三五〇〇	〇・三五〇〇	飛砂の防備 兼公衆の保 健	指定の目的 解除の理由				
郡	市	町	村	大	字	字	地	番	台 帳 (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	面 積 見 込 み (ヘクタール)	指定の目的	解除の理由

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに山本郡峰浜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百十四号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第七条の五第一項の規定による秋田県の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更したので、同条第三項において準用する同法第七条の三第四項の規定に基づき、公表する。

平成十五年五月三十日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、関係書類は次の箇所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産部森林整備課、山本地域振興局、秋田地域振興局、由利地域振興局、仙北地域振興局、平鹿地域振興局及び雄勝地域振興局、秋田市役所、能代市役所、横手市役所、本荘市役所、男鹿市役所、湯沢市役所及び大曲市役所並びに山本郡琴丘町役場、八森町役場、山本町役場、八竜町役場及び峰浜村役場、南秋田郡五城目町役場、昭和町役場、天王町役場、若美町役場及び大瀧村役場、河辺郡雄和町役場、由利郡仁賀保町役場、金浦町役場、象潟町役場、岩城町役場、由利町役場、西目町役場及び大内町役場、仙北郡西仙北町役場、中仙町役場、田沢湖町役場、協和町役場、南外村役場、西木村役場及び千畑町役場、平鹿郡増田町役場、雄物川町役場、大森町役場及び山内村役場並びに雄勝郡稲川町役場、雄勝町役場、羽後町役場、東成瀬村役場及び皆瀬村役場

秋田県告示第四百十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年五月三十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ刈和野店
仙北郡西仙北町刈和野字沼田十二 一外
- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十五年五月二十二日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
西仙北町役場 企画振興課
(二) 縦覧期間
平成十五年五月三十日から同年六月三十日まで

秋田県告示第四百十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。
平成十五年五月三十日

一 検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所

秋田県知事 寺田典城

検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
特定計量器				

鷹巣町	合川町	村 上小阿仁	森吉町	比内町	阿仁町	能代市		
"	"	"	"	"	"	非自動はかり 及び分銅等		
平成十五年 七月十七日	平成十五年 七月十六日	平成十五年 七月十六日	平成十五年 七月十一日	平成十五年 七月十一日	平成十五年 七月十日	平成十五年 七月四日	平成十五年 七月三日	平成十五年 七月二日
午前九時から 午後三時三十 分まで	午後二時から 午後三時三十 分まで	午前十一時か ら正午まで	午後一時三十 分から午後三 時三十分まで	午前九時から 午前十一時三 十分まで	午後一時から 午後三時三十 分まで	午後一時から 正午まで 午後一時から 午後三時まで	午前九時から 正午まで 午後一時から 午後四時まで	午後一時から 午後四時まで
鷹巣体育館	合川町立上杉あい ターミナル	上小阿仁村開発セ ンター	森吉町スポーツセ ンター	比内町公民館	阿仁町山村開発セ ンター	厚生年金能代市体 育館		

田代町	"	平成十五年 七月十八日	午前九時から 午前十一時ま で	田代町総合開発セ ンター附属体育館
-----	---	----------------	-----------------------	----------------------

- 二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日
平成十五年七月二日から同年七月十八日まで
- 三 特定計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日
を選定し、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条
第二項の規定により、申請すること。

秋田県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとお
り道路の供用を開始する。
平成十五年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田北野田線	秋田市手形字西谷地四〇三番地先から字中 谷地三二六番まで

- 二 供用開始の期日 平成十五年六月二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
（二）(一) 場所 建設交通部道路環境課
期 間 平成十五年五月三十日から同年六月十二日まで

秋田県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路
の区域を変更し、供用を開始する。

平成十五年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新	旧	白沢田代線	北秋田郡田代町山瀬字山瀬二〇八番二地先から二二七番地先まで	一八・〇〇〇～二二・〇〇〇	〇・一二三	
				北秋田郡田代町山瀬字山瀬二〇八番二地先から二二七番地先まで	一一・〇〇〇～一九・〇〇〇	〇・一二三	

公 告

- 二 供用開始の期日 平成十五年五月三十日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路環境課
 - (二) 期間 平成十五年五月三十日から同年六月十二日まで

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月三十日
秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十五年五月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
福祉バンク大館
- 三 代表者の氏名
石 田 寛
- 四 主たる事務所の所在地
大館市字三の丸百三番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、大館市に在住する人に対して、各人のライフスタイルの中で、労働時間に余裕のある時にボランティア活動を行い、自分や家族が困った時には手助けを受けるといふ、会員相互の労力や心の互助活動を行い、社会全般の福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容

役員任期の伸長規定の追加

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大曲市花館土地改良区から次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名
大曲市花館字間倉九十六番地 佐々木 長蔵

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、平鹿郡十文字町植田土地改良区から次のとおり役員退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名
 - 平鹿郡十文字町越前字二ツ橋三十番地 丹 菊 地 直 寛
 - 木下字横清水百三十三番地 高 橋 良 一
 - 植田字植田三十四番地 柴 田 良 博
 - 字下羽場三十五番地三 伊 藤 房 夫
 - 字植田七十一番地二 高 橋 良 助
 - 越前字越前百二十四番地一 渡 辺 長 助
 - 平鹿町下鍋倉字甚平百二十九番地 菅 原 等
 - 字御倉前百五十四番地
- 二 就任理事の住所及び氏名
平鹿郡十文字町植田字植田三十四番地 高 橋 良 一

平鹿郡十文字町木下字横清水百三十三番地	菊地直司
植田字下羽場三十五番地三	柴田良博
字植田七十一番地二	伊藤房夫
越前字越前百二十四番地一	高橋良助
植田字下二ツ橋百四十三番地一	鷹田直
平鹿町下鍋倉字甚平百二十九番地	渡辺長助
字御倉前百五十四番地	菅原等
退任監事の住所及び氏名	
平鹿郡十文字町越前字二ツ橋八十七番地一	大沼祐一
植田字植田三十九番地	近勝彦
就任監事の住所及び氏名	
平鹿郡十文字町越前字二ツ橋八十七番地一	大沼祐一
植田字植田三十九番地	近勝彦

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年五月三十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
MPLSエッジルータ 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十五年七月二十九日(火)
 - (四) 納入場所
秋田県脳血管研究センター
 - (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
MPLSエッジルータ 一式 平成十五年六月ころ
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年五月三十日(金)から同年七月八日(火)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年七月十四日(月)午前十一時

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : MPLS Edge Router 1

set
 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 14 July , 2003
 3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of
 Treasury , Akita Prefectural Government , 4 - 1 - 1 Sanno , Akita City , Akita
 prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金 一 月 三 千 五 百 円

印 刷 所 印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 〒987-0862 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)8766 FAX(863)8766
 E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp
 松原印刷社

